

様式 5

自動販売機設置管理契約書

阿見町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、阿見町において、乙が行政財産使用許可を受けて設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し次のとおり契約を締結する。

（設置場所）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所 阿見町

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（納付金）

第3条 納付金の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（納付金の納入方法等）

第4条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して前条に規定する納付金を納入するものとする。

2 甲は、第10条第1項の規定により、又は乙からの申し出により本契約を解除した場合は、既納の納付金を乙に返還しないものとする。ただし、同項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取消した場合は、この限りでない。

（設置自販機）

第5条 設置する自販機は、阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「2（2）自動販売機の規格等及び2（3）自動販売機に関する遵守事項等」に規定するものとする。

（販売品等）

第6条 自販機の販売品等は、阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「2（4）販売品の条件等」に規定するものとする。

（設置及び原状回復等）

第7条 自販機の設置及び原状回復等は、阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「2（5）設置及び原状回復等」に規定するものとする。

（維持管理等）

第8条 自販機の維持管理等は、阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「2（6）維持管理等」に規定するものとする。

（賠償責任）

第9条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠

陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において一切解決するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可を取消されたとき。
- (2) 本契約の条項に違反したとき。
- (3) 事業の存続が困難であると認められたとき。
- (4) 社会的に著しい信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (5) 第3条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず、納入期限を3ヶ月以上経過してもなお履行しないとき。

2 前項により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(契約の解除による違約金)

第11条 乙は、前条第1項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し、違約金として、納付金の10%を支払うものとする。ただし、同項第1号に該当する場合であつて、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取消した場合は、この限りでない。

(違約金の納入方法)

第12条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(協力関係)

第13条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡し、乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(協議事項)

第14条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議してこれを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1
阿見町長 千葉 繁

乙